

○ 宿日直手当支給規程

昭和 43 年 3 月 25 日

訓令甲第 9 号

存 続 期 間

〔沿革〕 昭和 44 年 10 月 訓令甲第 29 号

45 年 4 月 同第 10 号、11 月同第 27 号

46 年 3 月 同第 7 号

47 年 4 月 同第 7 号

48 年 3 月 同第 3 号

50 年 4 月 同第 8 号

51 年 7 月 同第 16 号

52 年 4 月 同第 12 号

53 年 3 月 同第 7 号

54 年 3 月 同第 9 号

55 年 5 月 同第 13 号

56 年 4 月 同第 8 号

57 年 4 月 同第 7 号

59 年 3 月 同第 2 号

60 年 3 月 同第 5 号

61 年 6 月 同第 9 号、12 月同第 11 号

63 年 12 月 同第 24 号

平成 元年 12 月 同第 29 号

2 年 12 月 同第 34 号

3 年 12 月 同第 20 号

4 年 12 月 同第 33 号

5 年 3 月 同第 7 号、12 月同第 26 号

6 年 12 月 同第 40 号

7 年 12 月 同第 36 号

8 年 12 月 同第 30 号

9 年 3 月 同第 9 号

10 年 3 月 同第 4 号

11 年 3 月 同第 12 号、12 月同第 23 号

12 年 3 月 同第 21 号

18 年 12 月 同第 40 号
22 年 11 月 同第 28 号
23 年 3 月 同第 5 号
27 年 3 月 同第 22 号
29 年 3 月 同第 17 号
令和 4 年 3 月 同第 5 号
6 年 3 月 同第 13 号、12 月同第 34 号
7 年 3 月 同第 12 号、10 月同第 38 号、12 月同第 51 号 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号）第 18 条の 2 第 4 項の規定に基づき、宿日直手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額)

第 2 条 宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額は、次の表のとおりとする。

支給区分	勤務区分	支給額
本部当直	警視庁警察職員勤務規程（平成 12 年 3 月 24 日訓令甲第 16 号。以下「勤務規程」という。）第 12 条に定める宿直勤務及び日直勤務のうち警視庁本部（警視庁組織規則（昭和 47 年 4 月 1 日東京都公安委員会規則第 2 号）第 2 章における警視庁本部をいう。）、方面本部、匿名・流動型犯罪グループ対策本部及びサイバーセキュリティ対策本部において行うもの	6,300 円
学校当直	勤務規程第 12 条に定める宿直勤務及び日直勤務のうち警察学校において行うもの	6,400 円
本署当直	勤務規程第 12 条に定める宿直勤務のうち警察署（島部警察署を除く。）において行うもの	8,100 円
島部当直	勤務規程第 12 条に定める宿直勤務のうち島部警察署において行うもの	6,900 円

(支給方法)

第 3 条 宿日直手当の請求方法及び支給日については、別に定めるところによる。

附 則

この訓令は、昭和 43 年 3 月 25 日から施行し、昭和 42 年 8 月 1 日から適用する。

以下改正附則抄録

附 則（令和 7 年 12 月訓令甲第 51 号）

- 1 この訓令は、令和7年12月24日から施行し、この訓令による改正後の宿日直手当支給規程（以下「改正後の規程」という。）の規程は、同年4月1日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。
- 2 令和7年4月1日からこの訓令の施行の日の前日までの間に、この訓令による改正後の宿日直手当支給規程の規定に基づいて既に支給された宿日直手当は、改正後の規程の規定による宿日直手当の内払いとみなす。